

平成22年10月29日
第2227号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規則

- 秋田県財務規則の一部を改正する規則（43・財政課）……………1
- 秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則（44・医務薬事課）……………1

告示

- 平成22年度准看護師試験の実施（499・医務薬事課）……………1
- 鳥獣保護区の指定及び変更（500・自然保護課）……………2
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び変更（501・自然保護課）……………6
- 休猟区の指定（502・自然保護課）……………7
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定及び変更（503・自然保護課）……………12
- 第10次鳥獣保護事業計画の変更（504・自然保護課）……………13
- 地域森林計画の樹立の予定（505・林業木材産業課）……………13
- 地域森林計画の変更の予定（506、507・林業木材産業課）……………13
- 第39回採石業務管理者試験の合格者（508・資源エネルギー産業課）……………14
- 道路の供用開始（509・鹿角地域振興局建設部）……………14

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年十月二十九日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀井啓一

秋田県規則第四十三号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項第一号中「月額で定められているもの及び」を「同条例第二条第一項及び第二項に規定する者に係るもの並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年十月二十九日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀井啓一

秋田県規則第四十四号

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則（昭和四十六年秋田県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
第二条の二中「一・六パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。
- この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の二の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

告 示

秋田県告示第499号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、次のとおり平成22年度准看護師試験を実施す

るので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）の第19条の規定に基づき、告示する。

平成22年10月29日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成23年2月15日（火）午後1時から午後3時30分まで

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎大会議室

秋田市山王四丁目2番12号 ルポールみずほ

2 試験科目

人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防 看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護(看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論) 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護

3 受験資格

保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書

(2) 受験資格を有することを証する書類

保健師助産師看護師法施行規則第27条各号に掲げる書類

(3) 履歴書

(4) 写真

出願後6か月以内に脱帽で正面から撮影した上半身、縦6cm、横4cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを2枚

5 受験願書用紙の交付

(1) 期間

平成22年10月29日（金）から同年12月10日（金）まで

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県健康福祉部医務薬事課

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

平成22年12月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時まで

（郵送の場合は、締め切り日までの消印があるものに限り受け付ける。）

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県健康福祉部医務薬事課

7 受験手数料

(1) 額

6,900円

(2) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

8 合格者の発表

平成23年3月11日（金）午前10時に秋田県庁正面公示板及び秋田県ホームページ（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）に掲示する。

9 合格証書の交付

合格者については、合格証書を交付する。

10 試験についての問い合わせ先

秋田県健康福祉部医務薬事課（電話018-860-1406）

秋田県告示第500号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定及び変更し、平成22年11月1日から施行する。

平成22年10月29日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

第1

1 名称

東山鳥獣保護区

2 区域

鹿角市花輪地区の市道花輪小坂線と県道田山花輪線との交点を起点とし、同県道を東進し国有林と民有林との境界に至り、同境界を南西のち南進し民有林道甘露線との交点に至り、同林道を西進し連続する市道甘露1号線に至り、同市道を西進し連続する市道柏木森東山線に至り、同市道を西進し市道花輪小坂線との交点に至り、同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は鹿角市東部に位置し、標高863mの皮投岳から西へ派生する山林が全体面積の約8割を占め、ナラ・カエデ類などの落葉広葉樹林やスギ・アカマツなどの針葉樹林のほか一部が針広混交林化しているため極めて林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して特別天然記念物のニホンカモシカや特定鳥獣に指定されているツキノワグマなど多様な鳥獣が生息している。

このほか、同区内には花輪スキー場をはじめとする鹿角総合運動公園や東山森林セラピーロードが設置されており市民憩いの場となっている。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第2

1 名称

毘沙門鳥獣保護区

2 区域

能代市常盤地内の民有林道米代線と米代川地域森林計画区能代市48、49、51林班の林班界との交点を起点とし、同49林班と51、50林班の林班界を南東に進んで標高137.6mの三角点との交点に至り、同点と山谷集落から北西に延びる民有林道毘沙門線の終点を直線で結ぶ線を西進して同計画区35林班と47林班の林班界との交点に至り、同35、34林班と47、48林班の林班界を北進して民有林道米代線との交点に至り、同林道を南東に進んで同計画区48林班の63小班と64小班の林班界との交点に至り、同48林班の63、62、61、60小班と64、65、66小班の林班界を東進して同計画区48林班と51林班の林班界との交点に至り、同林班界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、秋田県沿岸北部の能代市街地から北東約12kmに位置し、スギ人工林を中心に一部落葉広葉樹林が混在する自然環境豊かな地域である。区域内には多目的広場やキャンプ場を有する毘沙門憩いの森が含まれ、市民の憩いの場となっている。又、毘沙門沼や毘沙門下堤といった湖沼もあることから、ガン・カモ科鳥類をはじめとする野鳥が数多く見られるほか、ニホンザルなどの獣類も見られ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第3

1 名称

高尾山鳥獣保護区

2 区域

秋田市雄和女米木地内の県道秋田雄和本荘線と国道341号線との交点を起点とし、同国道を南進して市道繫二号線との交点に至り、同市道を南西に進んで同市道と連続する太平薬師山山頂に続く山道に至り、同山道を南西に進

んで同市と由利本荘市の市界との交点に至り、同市界を北西に進んで雄物川地域森林計画区秋田市雄和122林班と137林班の林班界に至り、同計画区122、121、127林班と137、134、133、128林班の林班界を東進して国道341号線との交点に至り、同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

高尾山鳥獣保護区は、秋田市の南部に位置する標高383mの高尾山を中心にした区域であり周囲には一級河川の雄物川や広大な田畑が広がっている。

地区内は小さな沢が入り込み、滝や沼、わき水箇所が点在し鳥獣の水飲み場として利用されているほか、ミズナラ・コナラの落葉広葉樹二次林、アカマツ林及びスギ、クロマツ植林地が混在するなど林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ヨタカ、ニホンカモシカなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第4

1 名称

手形山鳥獣保護区

2 区域

秋田市手形山地内の市道手形学園町赤沼線と県道秋田八郎潟線との交点を起点とし、同県道を北進して秋田自動車道との交点に至り、同自動車道を南東に進んで市道添川広面線との交点に至り、同市道を南進して市道連沼手形山線との交点に至り、同市道を西進して市道広面小学校一号線との交点に至り、同市道を南進して県道秋田岩見船岡線との交点に至り、同県道を南西に進んで市道手形学園赤沼線との交点に至り、同市道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、秋田市中心市街地の北東部に位置する、手形山を中心とする区域である。区域内は住宅地周辺に隣接する、コナラ、ミズナラ、ヤマモミジ等の広葉樹とスギを主体とした針葉樹が適度に混交した森林である。標高100m程度のなだらかな丘陵地で、北側には旭川が流れており多くの鳥獣が生息しておりニホンカモシカやノウサギなどの獣類の生息地となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第5

1 名称

仁別鳥獣保護区

2 区域

秋田市仁別地内の民有林道二手ノ又線と国有林秋田森林管理署8林班との交点を起点とし、起点から市道仁別木曾石線のおいだら大橋へ下る沢を南西へ進み、市道仁別木曾石線へ至り、同市道を北西へ進み秋田市太平山リゾート公園水鳥の池との交点に至り、同池左岸を北西に進み、旭川に続く沢に至り、同沢を西進し旭川に至り、旭川を北進し市道仁別木曾石線に至り、同市道を西進し県道秋田八郎潟線に至り、同県道を北進し雄物川地域森林計画区秋田市100林班の山際に至り、山際を北進し県道秋田八郎潟線へ至り、同県道を北東に進み国有林道仁別林道に至り、同林道を東進し民有林と秋田森林管理署30林班との境界に至り、同境界を東進し、同国有林26林班との境界へ至り、同国有林26、23、21、20、19林班と30、29、28、27林班との境界を北東へ進み秋田市と五城目町の市町界に至り、同市町界を東進し、秋田市と北秋田郡上小阿仁村との市村界に至り、同市村界を南進し、国有林秋田森林管理署11林班と201林班の境界に至り、同国有林11、1、2、3、4、5、6、7、8、林班と201、73、76、77、78、79、81、82、83林班との境界を西進し同境界と連続する民有林と国有林の境界に至り、同境界を北西に進み起

点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

仁別鳥獣保護区は秋田市北東部の五城目町との堺に位置する、仁別自然休養林を中心とする区域である。区域内は太平山県立自然公園の一部にもなっており、多様な広葉樹が見られるほか、高齢樹のスギが生育するなど変化に富んだ林相となっている。また、旭川や旭川ダムなども区域内にあり、多くの鳥類が生息しているほか、ニホンカモシカやツキノワグマ、ノウサギなどの獣類の生息地となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第6

1 名称

浜館鳥獣保護区

2 区域

由利本荘市西目町沼田地内の国道7号線と県道本荘西目線との交点を起点とし、同県道を南進して連続する県道冬飾西目線に至り、同県道を南進して市道田高1号線との交点に至り、同市道を西進して市道西ノ沢田高線との交点に至り、同市道を西進して国道7号線との交点に至り、同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

浜館鳥獣保護区は、由利本荘市と旧西目町市街地に隣接し、日本海に面した丘陵地帯となっている。山間部は人工林と天然林の混交林により、林相の変化に富む地域となっており、ウグイス、シジュウカラ、ニホンカモシカを始めとする多様な鳥獣類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第7

1 名称

高城鳥獣保護区

2 区域

由利本荘市松ヶ崎字高野地内の国道341号線とJR東日本羽越本線との交点を起点とし、同国道を北東に進んで市道亀田線との交点に至り、同市道を北東に進んで市道愛宕町線との交点に至り、同市道を東進して市道上蛇田線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道上蛇田高野線との交点に至り、同市道を西進して同市道と連続する県道本荘岩城線に至り、同県道を西進してJR東日本羽越本線との交点に至り、同線を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

高城鳥獣保護区は、由利本荘市岩城亀田地区の市街地に位置し、保護区内には天鷲遊園があり来場者と鳥獣のふれあいの場となっている。山間部は人工林と天然林の混交林により、林相の変化に富む地域となっており、ウグイス、シジュウカラ、ニホンカモシカを始めとする多様な鳥獣類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護

を図るものである。

第8

1 名称

赤倉沢山鳥獣保護区

2 区域

横手市山内大松川字赤倉沢山地内の県道花巻大曲線と秋田・岩手の県境との交点を起点とし、同県境を北東に進んで国有林雄物川森林計画区秋田森林管理署湯沢支署1001林班との交点に至り、同国有林境を南西に進んで県道外山落合線と林道萱峠線との交点に至り、同県道を北進して林道大松川線に至り、同林道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

赤倉沢山鳥獣保護区は、横手市山内大松川地区にある御嶽山の東部に位置しブナ林、ミズナラ林、コナラ林、ユキツバキ群落などが生育しており、変化に富んだ自然環境を形成している。

このような自然環境を反映して、ホオジロ、ウグイス、ヒヨドリ等の森林性の鳥類やツキノワグマ、ニホンカモシカなどの大型獣類が生息している。また、民有林緑の回廊にも指定されている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第9

1 名称

峠山鳥獣保護区

2 区域

湯沢市山谷地内の国道398号線と同市字広沢山と字取上石山との字界との交点を起点とし、同字界を北進して同市大字湯沢と大字駒形町との字界に至り、同市大字湯沢と大字駒形町、大字川連町の字界を南東に進んで市道山谷線との交点に至り、同市道を東進して市道児童公園線との交点に至り、同市道を東進して同市字飯田下谷地と字飯田石野川原との交点に至り、同市字飯田市下谷地、字飯田ウト坂と字飯田石野川原の字界を南東に進んで、樹園地外周との交点に至り、同外周の南側を迂回するように進んで、同市字飯田戸平と字飯田萱場沢の字界との交点に至り、同市字飯田戸平、字峠沢山、字栗沢山、字カックイ沢と字飯田萱場沢、字岩ノ沢山の字界を北西に進んで岩ノ沢山住宅地東端から東側に延びる山裾の歩道との交点に至り、同歩道を東進して上ノ堤西側堤防に至り、同堤防を北東に進んで市道山谷線との交点に至り、同市道を北西に進んで国道398号線に至り、同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

峠山鳥獣保護区は、湯沢市の北側に位置し、スギの人工林やナラ類を主体とした落葉広葉樹が広がり野生鳥類の生息地となっている。近くには学校や森林公園、植物園等があり自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場としても利用されており、市街地に生息する鳥獣を誘致する場としても重要な地域である。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

秋田県告示第501号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定及び変更し、平成22年11月1日から施行する。

平成22年10月29日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

第1

1 名称

高尾山鳥獣保護区高尾山特別保護地区

2 区域

高尾山鳥獣保護区のうち、雄物川森林計画区秋田市雄和121林班及び同林班内に存する公有水面その他民有地を含む区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

高尾山鳥獣保護区は、秋田市の南部に位置する標高383mの高尾山を中心にした区域であり周囲には一級河川の雄物川や広大な田畑が広がっている。

地区内は小さな沢が入り込み、滝や沼、わき水箇所が点在し鳥獣の水飲み場として利用されているほか、ミズナラ・コナラの落葉広葉樹二次林、アカマツ林及びスギ、クロマツ植林地が混在するなど林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ヨタカ、ニホンカモシカなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、高尾山神社奥宮周辺は高樹齢社寺林が点在するとともに沢の入り組んだ緩急に富んだ地形となっており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は高尾山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

秋田県告示第502号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、平成22年11月1日から施行する。

平成22年10月29日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

第1

1 名称

銚子休猟区

2 区域

鹿角市十和田大湯地区の国道103号線と国道104号線との交点を起点とし、国道103号線を北西に進み鹿角市・小坂町境界との交点に至り、同境界を北東に進み連続する秋田・青森県境界に至り、同境界を北東に進み県道五戸十和田湖線との交点に至り、同県道を南東に進み国有林道冷川線との交点に至り、同林道を南西に進み国道104号線との交点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第2

1 名称

月山休猟区

2 区域

鹿角市十和田毛馬内地区の市道毛馬内山田線と市道小真木石野瀬田石線との交点を起点とし、市道小真木石野瀬田石線を西南に進み米代川右岸との交点に至り、同川右岸を南西に進み鹿角市・大館市境界との交点に至り、同境界を北進し鹿角市・小坂町境界との交点に至り、同境界を南東に進み市道毛馬内山田線に至り、同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第3

1 名称

象ヶ倉山休猟区

2 区域

大館市茂内地内の独沢林道へと続く路と長木川と岩上山との間の宮袋へ通じる道路(宮袋連絡道路)と県道大館十和田線との交点を起点とし、同県道を東進し、小新沢林道との交点に至り、同林道を南進し、米代東部森林管理署長木地区国有林118林班と117林班の林班界に至り、同林班界を南進し120林班と115林班の林班界に至り、同林班界を南進し、121林班と115林班の境界に至り、同境界を東進し、121林班と114林班の境界に至り、同境界を南進し、米代東部森林管理署長木地区と扇田西地区の境界に至り、同境界を西進し、同境界上の歩道へと至り、同歩道を北進し、鳳凰山山頂へと至り、同山頂より国有林と民有林の境界である稜線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第4

1 名称

山田休猟区

2 区域

旧田代町と旧大館市の市町界と市道山田線との交点を起点とし、同市道を北進して同市道と連続する農道一通線に至り、農道一通線を北進して民有林道西の沢線との交点に至り、同林道を北進して同林道の終点に至り、同終点より沢を北進して国有林道宗行沢線の終点に至り、同林道を北進して県道白沢田代線との交点に至り、同県道を東進して旧田代町と旧大館市の市町界との交点に至り、同市町界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第5

1 名称

姥ヶ嶽休猟区

2 区域

大館市比内町大葛地内の市道独鉆森合線と県道比内大葛鹿角線の交点を起点とし、同県道を南東に進んで国有林道長部線との交点に至り、同林道を南西に進んで小倉山に通じる歩道に至り、同歩道を南進して大館市と北秋田市の市界との交点に至り、同市界を西進して丹内沢に至る歩道との交点に至り、同歩道を北東に進んで国有林道丹内線に至り、同林道を北進して市道独鉆森合線との交点に至り、同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第6

1 名称

松原休猟区

2 区域

北秋田市の岩谷集落にある市道松原岩谷線と市道岩谷線の交点を起点とし、市道岩谷線を南東に進んで県道矢坂糠沢線との交点に至り、同県道を南進し小田集落に至り、更に同県道を西進し北秋田市と能代市の市界との交点に至り、同市界を北進し市界と国有林米代東部森林管理署事業区の2,004林班と2,005林班の境界との交点に至り、同点から国有林道綴子線から続く歩道を東進して国有林道綴子線に至り、同林道を南東に進んで市道田子ヶ沢松原線との交点に至り、同市道を南進し市道松原岩谷線との交点に至り、同市道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第7

1 名称

柴倉岳休猟区

2 区域

北秋田市森吉平田地内の国有林道六郎沢線と種ヶ沢線との交点を起点とし、同種ヶ沢線を東進して北秋田市と鹿角市との市界の交点に至り、同界を南西に進んで仙北市との市界交点に至り、同市界を西進して国有林米内沢営林署1020、1025、1028林班の林班界交点に至り、同交点から1025林班と1028林班の林班界を南西に進んで1026林班界との交点に至り、同点から1025、1024、1022林班との林班界を北進して1018林班と1019林班の林班界交点に至り、同林班界を北東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間
平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第8

- 1 名称
大内沢休猟区
- 2 区域

北秋田市の林道羽根山線と国有林道羽根山沢線との交点を起点とし、同国有林道を南進して秋田県地域森林計画区36林班と国有林米代東部森林管理署上小阿仁支所事業区238林班の交点に至り、同交点から民有林と国有林の境界を南東に進んで国有林道下大内沢線との交点に至り、同林道及び241・242林班界に接する歩道を南西に進んで北秋田市と能代市との市界に至り、同市界を北進して林道羽根山線との交点に至り、同林道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間
平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第9

- 1 名称
六佐衛門森休猟区
- 2 区域

北秋田市阿仁打当地内の市道ブナ森線と国有林道岩井の又線との交点を起点とし、同林道を北進して国有林道大森線との交点に至り、同林道大森線を南東に進んで岩井又沢に至り、同沢を北東に進んで国設森吉山鳥獣保護区の境界との交点に至り、同境界を南東に進んで北秋田市と仙北市の市界との交点に至り、同市界を南進して市道ブナ森線との交点に至り、同市道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間
平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第10

- 1 名称
七座休猟区
- 2 区域

能代市二ツ井町小掛地内の国有林道湯ノ沢支線と県道高屋敷茶屋下線との交点を起点とし、同県道を北進して米代川左岸との交点に至り、同川左岸を北東に進んで県道二ツ井森吉線との交点に至り、同県道を南東に進んで旧県道二ツ井森吉線との交点に至り、同旧県道を南東に進んで同市と北秋田市の市界との交点に至り、同市界を南西に進んで国有林道湯ノ沢支線との交点に至り、同国有林道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間
平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第11

- 1 名称
黒森休猟区
- 2 区域

山本郡三種町上岩川字勝平地内の農道茨島線と町道勝平小新沢線との交点を起点とし、同町道を東進し県道琴丘上小阿仁線との交点に至り、道県道を南東に進み三種町と北秋田郡上小阿仁村との境界に至り、同境界を南進し三種町と南秋田郡五城目町と上小阿仁村との境界に至り、三種町と五城目町との境界を西進し標高361.9mの高杉山三角点に至り、同三角点から同境界を1km西進した地点から稜線を北西に進み農道茨島線の終点に至り、同農道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間
平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第12

- 1 名称
中芝休猟区
- 2 区域

秋田市河辺の国有林秋田事業区225林班から229林班に含まれる区域。

- 3 存続期間
平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第13

- 1 名称

古井内休猟区

2 区域

潟上市昭和小泉地内の県道古井内大久保停車場線と町道羽白目線との交点を起点とし同県道を北東に進んで民有林道曲沢線との交点に至り、同林道を北進して潟上市と井川町の市町界との交点に至り、同市町界を東進して潟上市、井川町、秋田市の市町界との交点に至り、潟上市と秋田市の市界を西進して民有林道五秋線との交点に至り、同林道を約700m南西に進み、同所から山手沢を北東に進み山手沢作業道との交点に至り、同作業道を北進し連続する町道羽白目線に至り、道町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第14

1 名称

深沢休猟区

2 区域

由利本荘市親川地内の親川左岸と日本海汀線との交点を起点とし同川左岸を東進して市道親川線との交点に至り、同市道を東進して日本海沿岸東北自動車道との交点に至り、同自動車道を南東に進んで国道105号線との交点に至り、同国道を南進して市道石脇大浦線との交点に至り、同市道を南西に進んで歩道との交点に至り、同歩道を北西に進んで三川との交点に至り、同川を西進して日本海汀線との交点に至り、同線を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第15

1 名称

西目仁賀保休猟区

2 区域

由利本荘市西目町出戸地内の国道7号線と市道西ノ沢田高線との交点を起点とし、同市道を南東に進んで市道孫七山猿田線との交点に至り、同市道孫七山猿田線を南進して子吉川流域森林計画区西目町の21林班と23林班との林班界に至り、同林班界を南東に進んで県道院内孫七山線との交点に至り、同県道を南進して保安林境界の歩道に至り、同歩道を南西に進んで市道孫七山猿田線との交点に至り、同市道を南東に進んで県道院内孫七山線との交点に至り、同県道を南進して秋田県心身障害者コロニー用地境界との交点に至り、同境界を北西に進んで由利本荘市・にかほ市境界に至り、同境界を南東に進んで県道院内孫七山線との交点に至り、同県道を南東に進んで県道仁賀保矢島館合線との交点に至り、同県道を北西に進んで市道0108天ヶ町・堺田1号線との交点に至り、同市道を北東に進んで国道7号線との交点に至り、同国道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第16

1 名称

金浦横岡休猟区

2 区域

にかほ市金浦地内の県道小出金浦線と市道赤石前川線との交点を起点とし、同県道を東進して白雪川右岸との交点に至り、同川右岸を南東に進んで県道長岡冬師城内線との交点に至り、同県道を南西に進んで市道水岡東線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道大森水岡線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道水岡一線との交点に至り、同市道を南東に進んで県道象潟矢島との交点に至り、同県道を北西に進んで県道上郷仁賀保線との交点に至り、同県道を北西に進んで市道赤石前川線との交点に至り、同市道を北東に進んで国道7号線との交点に至り、同国道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第17

1 名称

土場休猟区

2 区域

大仙市南外大和野地内の国道105号線と県道西仙北南外線との交点を起点とし、同国道を南西に進んで大仙市南外と由利本荘市大内の境界「矢立峠」に至り、同境界から北西に稜線を進んで国有林・雄物川計画区秋田森林管理署2134林班界、2135林班界、2136林班界の稜線を進んで大仙市南外と秋田市雄和の境界「扇森」に至り、同境界の

稜線を北東に進んで国有林・雄物川計画区秋田森林管理署2137林班界、2139林班界の稜線を進んで、秋田市雄和と大仙市南外、同市大沢郷宿の境界に至り、同境界の稜線を東進して国有林・雄物川計画区秋田森林管理署2139林班界、2141林班界、2142林班界の稜線を進み県道西仙北南外線に至り、同県道を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第18

1 名称

小栗山休猟区

2 区域

横手市増田町狙半内地内の県道中村上吉野線と市道川口線との交点を起点とし、同市道を東進して横手市と東成瀬村の境界との交点に至り、同境界を南東に進んで林道大沢滝ノ下線との交点に至り、同林道を南進して林道狙半内上沼線との交点に至り、同林道を西に進んで市道上畑滝ノ下線との交点に至り、同市道を西に進んで市道狙半内線に至り、同市道を北に進んで県道中村上吉野線に至り、同県道を北に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第19

1 名称

大倉沢休猟区

2 区域

横手市山内大松川字福万地内の県道外山落合線と市同字小倉沢へ通ずる作業道との交点を起点とし、同県道を北に進み林道萱峠線との交点に至り、同林道を東に進み岩手県との県境に至り、同県境を南東に進み小倉沢との交点に至り、同交点から小倉沢を小倉沢川に沿って西に進み県道外山落合線へ通ずる作業道との交点に至り、同作業道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第20

1 名称

平野沢休猟区

2 区域

横手市山内南郷の県道横手東成瀬線と林道南郷岳線との交点を起点とし、同県道を南進して市道三又岩井川線との交点に至り、同市道を南に進んで林道三又岩井川線との交点に至り、同林道を南進して横手市・雄勝郡東成瀬村の境界との交点に至り、同境界を北西に進んで作業道との交点に至り、同作業道を北に進んで林道金山線との交点に至り、同林道を北に進んで林道南郷岳線との交点に至り、同林道を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第21

1 名称

虎毛山休猟区

2 区域

湯沢市秋ノ宮地内の国道108号線と矢地ノ沢鳥獣保護区との交点を起点とし、同鳥獣保護区境界を北東に進んで国有林林道荒場沢線との交点に至り、同林道を北東に進んで山伏岳登山道との交点に至り、同登山道を北東に進んで大字秋ノ宮と大字高松の字界に至り、同字界を東進して大字秋ノ宮と大字皆瀬の字界に至り、同字界を南進して秋田県と宮城県の県境に至り、同県境を西進して国道108号線との交点に至り、同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

第22

1 名称

宇留院内休猟区

2 区域

湯沢市八乙女地内の県道湯沢栗駒公園線と県道稲庭高松線との交点を起点とし、同県道稲庭高松線を北東に進んで大字宇留院内と大字皆瀬との交点に至り、大字宇留院内及び大字高松と大字皆瀬の字界を南東に進んで田螺沼鳥獣保護区との境界に至り、同境界を南西に進んで更に南東に進んで大字高松と大字皆瀬との字界に至り、同字界を南進して県道秋ノ宮小安温泉線との交点に至り、同県道を南西に進んで市道湯尻沢線に至り、同市道を北西に進んで県道湯沢栗駒公園線に至り、同県道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

秋田県告示第503号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定及び変更し、平成22年11月1日から施行する。

平成22年10月29日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

第1

1 名称

大湯川特定猟具使用禁止区域

2 区域

鹿角市十和田大湯地区の国道103号線と市道集宮線との交点を起点とし、同市道を南進し一級河川大湯川左岸堤防との交点に至り、同堤防を南西に進み市道細谷地2号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道浜田外環状線との交点に至り、同市道を北西に進み市道浜田古川線との交点に至り、同市道を西進し大湯川・小坂川合流点に至り、同合流点を北進し市道甚兵エ川原線との交点に至り、同市道を東進し一級河川大湯川右岸堤防との交点に至り、同堤防を北東に進み市道集宮大川原線との交点に至り、同市道を北進し集宮橋との交点に至り、同橋を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第2

1 名称

扇田特定猟具使用禁止区域

2 区域

米代川右岸とJR花輪線の交点を起点とし、米代川右岸を東進し、中山沢との交点に至り、米代川と直角になる形で米代川左岸への見通し線を南進し、米代川左岸及び農作業道に至り、同農作業道を南進し、JR花輪線の交点に至り、同線を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。（JR花輪線の敷地は含まない。）

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第3

1 名称

大湯村特定猟具使用禁止区域

2 区域

大湯村地内の県道男鹿八竜線と村道方口14号線との交点を起点とし、同村道を東進して村道東四、五丁目2号線との交点に至り、同村道を南進して村道東四、五丁目3号線との交点に至り、同村道を西進して村道大湯環状線との交点に至り、同村道を南進して村道大湯1号線との交点に至り、さらに南進して県道道村大川線との交点に至り、同県道を西進して県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を北進して村道大湯1号線との交点に至り、同村道を東進して南の池記念公園東側水路との交点に至り、同水路を北進して村道南2号線との交点に至り、同村道を西進して県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を北東に進んで大湯村西五丁目3番地と同4番地の地番界との交点にいたり、同地番界を西進して村道大湯2号線との交点に至り、同村道を北東に進んで大湯村大湯2番地43号と同120番地2号の地番界との交点に至り、同地番界を北西に進んで村道西部線との交点に至り、同村道を北東に進んで県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

- 4 特定猟具の種類
銃器

第4

- 1 名称
象潟栗山特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

にかほ市象潟町栗山地内の市道中ノ沢栗山線と市道栗山線との交点を起点とし、市道栗山線を南進して足払い堰との交点に至り、同堰を北西に進んで栗山池南端歩道との交点に至り、同歩道を西進して市道中ノ沢栗山線との交点に至り、同市道を西進して栗山池西端歩道との交点に至り、同歩道を北進して市道上浜上郷線との交点に至り、同市道を東進して市道中ノ沢栗山線との交点に至り、同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間
平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

- 4 特定猟具の種類
銃器

第5

- 1 名称
川口特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

由利本荘市川口地内の国道105号線と市道川口由利橋線の交点を起点とし、同市道を西進し市道石脇大浦線との交点に至り、同市道を北進し国道105号線との交点に至り、同国道を北進し市道内黒瀬赤田線との交点に至り、同市道を東進し羽越本線との交点に至り、同線を南進し市道長者屋敷線との交点に至り、同市道を西進し市道柴野内越線との交点に至り、同市道を西進し国道105号線との交点に至り、同国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間
平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

- 4 特定猟具の種類
銃器

秋田県告示第504号

第10次鳥獣保護事業計画を次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第4項の規定に基づき、公表する。

平成22年10月29日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

（「次のとおり」は、省略し、生活環境部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第505号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、子吉川地域森林計画をたてるので、同法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成22年10月29日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

- 1 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
子吉川森林計画区 子吉川地域森林計画書の案及び森林計画図の案
- 2 縦覧期間 平成22年10月29日から同年11月29日まで
- 3 縦覧場所 農林水産部林業木材産業課及び各地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第506号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、米代川地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成22年10月29日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀 井 啓 一

- 1 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
米代川森林計画区 米代川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- 2 縦覧期間 平成22年10月29日から同年11月29日まで
- 3 縦覧場所 農林水産部林業木材産業課及び各地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第507号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、雄物川地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成22年10月29日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀 井 啓 一

- 1 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
雄物川森林計画区 雄物川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- 2 縦覧期間 平成22年10月29日から同年11月29日まで
- 3 縦覧場所 農林水産部林業木材産業課及び各地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第508号

平成22年10月8日に実施した第39回採石業務管理者試験の結果次の受験者が合格したので、告示する。

平成22年10月29日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀 井 啓 一

受験番号

3
5
6
8
10
15
18

秋田県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年10月29日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀 井 啓 一

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
国 道	282号	鹿角市八幡平字湯瀬一羽根1番2地先から7番3地先まで

- 2 供用開始の期日 平成22年10月29日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成22年10月29日から同年11月11日まで

正 誤

ページ 行 誤 正

平成22年10月22日（号外第2号）公布条例

(原稿誤り)

4

10

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀井 啓一

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号